

寄居町国民健康保険加入の皆さんへ

国民健康保険税の納税通知書を発送します

平成25年度分の国民健康保険税の納税通知書、または特別徴収額決定通知書を世帯主の方あてに7月中旬に発送します。納税通知書には、年間の保険税額や加入者数などが記載されていますので、お手元に届きましたら内容をご確認ください。

なお、他の健康保険に加入しているにも関わらず国保の脱退手続きが済んでいない方は、保険税が課税されますので、速やかに国保の脱退手続きを行ってください。

○保険税の決まり方

寄居町の国民健康保険税は、国保加入者の前年の所得額や当該年度の固定資産税額、人数などに応じて、年度ごと(4月から翌年3月)に世帯単位で決まります。

年齢によって保険税の内訳は異なり、「医療給付費分」と後期高齢者医療制度を支えるための財源となる「後期高齢者支援金分」の合計が保険税となりますが、40歳以上65歳未満の方は「介護納付金分」も合わせて納めていただきます。

○保険税の納め方

保険税は、世帯主が世帯ごとにまとめて納めていただきます。世帯主本人が国保に加入していても、世帯の中に加入者が一人でもいれば、納税義務者は世帯主となりますので、納付書は世帯主の方に送付します。

保険税の納め方は2種類あります。

- ・年金から天引き(特別徴収)
- ・納付書、または口座振替(普通徴収)

高齢受給者証を発送します

国民健康保険に加入している70歳以上75歳未満の方には「国民健康保険高齢受給者証」が交付されています。現在交付されている受給者証の有効期限が7月31日となっていますので、8月1日を基準日として、平成24年中の所得をもとに一部負担金割合の判定を行い、7月末までに新しい高齢受給者証を送付します。記載内容をご確認のうえ、大切に保管し、医療機関を受診する際には必ず保険証と併せて提示してください。

なお、期限の切れた受給者証は使えませんので、切り刻むなどして破棄してください。

○一部負担金割合(1割・3割)の判定基準

平成24年中の住民税課税所得が145万円未満の場合、一部負担金割合は「1割」となり、同一世帯に住民税課税所得が145万円以上の70歳以上75歳未満の国民健康保険被保険者がいる場合、一部負担金割合は「3割」(現役並み所得者)となります。

ただし、該当者の前年の収入合計額が383万円未満(2人以上の場合は520万円未満)の場合は、申請により一部負担金割合が「1割」となります。

また、同一世帯の方が後期高齢者医療制度に移行したことで、国民健康保険被保険者の一部負担金割合が「3割」になった場合、後期高齢者医療制度に移行した方を含めた収入合計が520万円未満の場合は、申請により一部負担金割合が「1割」となります。

※一部負担金割合が「1割」と判定された70歳以上75歳未満の方の一部負担金割合は、平成26年4月1日から「2割」となる予定です。

問い合わせ／保険年金課(☎581・2121内線113~115)へ。

後期高齢者医療制度の被保険者の皆さんへ

新しい被保険者証を郵送します
自己負担割合の確認をお願いします

診の際は、新しい被保険者証をご使用ください。古い被保険者証は、8月以降に保険年金課窓口へご返却いただくか、ご自身で厳重に処分をお願いします。
なお、前年の所得を基準に一部負担金割合の負担区分判定が行われます。通常の方は「1割」負担ですが、住民税課税所得が145万円以上の被保険者は一定以上所得者(現役並み所得者)に該当し、同一世帯内の被保険者も自己負担の割合は「3割」となります。ただし、前年の収入の合計額が単身世帯で383万円未満、2人以上世帯で520万円未満の方には「基準収入額適用申請」の案内を送付しています。申請し、認められると「1割」負担になります。
詳しくは、保険年金課へお問い合わせください。

後期高齢者医療制度の保険料納付通知書等を発送します

後期高齢者医療保険料は、被保険者の前年の所得に応じて負担する「所得割額」と、全員が等しく負担する「均等割額」の合計額をもとに、本年4月から翌年3月までの1年分が、被保険者一人ひとりに賦課されます(加入月数により減額されます)。

被保険者の方それぞれの1年間の保険料は、埼玉県後期高齢者医療広域連合で決定します。保険料の徴収事務は、町で実施します。

保険料の納付方法は、原則「特別徴収」(年金からの天引き)です。しかし、諸条件により「特別徴収」にならない方は「普通徴収」(納付書、または口座振替)でお支払いいただきます。

被保険者の方には、保険料を記載した納付通知書、または保険料額決定通知書を7月中旬に郵送しますので、内容を確認してください。

○特別徴収(年金からの天引き)の場合

年金の受給金額が年間18万円以上で、本年2月まで特別徴収(年金からの天引き)で納付していた方は、25年度も特別徴収となり、保険料額決定通知書が送られます。年6回の年金支給時に、年金受給額から保険料が天引きされます。この通知書に特別徴収される金額が記載されていますのでご確認ください。

○普通徴収(納付通知書による納付、または口座振替)の場合

本年4月以降に75歳の誕生日を迎えた方や、他の市町村から転入された方、年金の受給金額が年間18万円未満の方や介護保険料が年金から天引きされていない方、年金天引き中止の申請をされた方などは普通徴収になります。7月から来年度2月までの計8回、保険料をお支払いいただきます。

既に口座振替をお申し込みいただいている被保険者の方については、指定日に口座からの引き落としとなります。口座振替をご希望の場合は、口座振替可能な金融機関にお申し込みください。申し込んだ翌月からの引き落としとなります。

加入前、国民健康保険税を口座振替でお支払いいただいていた方は、口座情報を引き続きいただくため、再度お申し込みが必要です。

なお、昨年10月以降に75歳の誕生日を迎えた方や10月以降に転入された方等では、本年10月から特別徴収が開始される場合があります。納付通知書をご覧ください。10月から特別徴収の欄に保険料金額が記載してある方が該当となります。



◇納付方法の変更

「特別徴収」(年金から天引き)で支払っている被保険者の方で「特別徴収」を中止したい場合は「納付方法変更申出書」をご提出ください。併せて、口座振替依頼手続きをしていただく必要があります。ただし、これまでの納付状況等から変更申出が認められない場合もあります。また、口座振替に変更した方で、残高不足により引き落としができず、保険料の納め漏れとなった場合は「特別徴収」に変更されることもあります。残高不足にご注意ください。詳細については、お問い合わせください。

◇社会保険等の被扶養者であった方

後期高齢者医療制度ご加入前日に社会保険等の被扶養者だった方は、引き続き保険料が軽減されます。保険料の「所得割額」は賦課されません。「均等割額」の9割が軽減されるため、1割を納めていただきます。

問い合わせ／保険年金課(☎581・2121内線11)へ。

年金あらいわれ

国民年金保険料は、安心・便利な口座振替で

日本年金機構では、国民年金に加入している方に対して、毎年納付案内を送付し、保険料の額や納付期限などをお知らせしています。

納付方法は、送付した納付書により金融機関の窓口で現金を納めていただく方法と、口座振替で納めていただく方法があります。口座振替は一度手続きするだけで、指定した口座から自動的に引き落とされるため便利です。また、引き落としの方法を「当月引き落とし」にすると、毎月50円割引になります。

このほか、口座振替方法には、1年前納、半年前納があります。前納のお申し込みは、1年度分および上期6カ月分(4月~9月分)については2月末まで、また、下期6カ月分(10月~翌年3月分)については8月末までに金融機関でお申し込みください。

口座振替のお手続きは次のものをご用意ください。
・基礎年金番号がわかるもの(年金手帳や送付された納付書など)
・預貯金通帳
・通帳届出印

口座振替納付申出書(金融機関窓口などにあります。また、年金機構が送付している納付案内書にも同封されています)

問い合わせ／能谷年金事務所(☎522・5012)または保険年金課(☎581・2121内線11)へ。